

新潟県条例第16号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		区分	試験、検査等の種類	使用料等の額	
		単位	料金（円）			単位	料金（円）
1 臨床検査	検査及びエックス線診断	(略)	健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）により算定した額の10分の8（実費又は健康保険法の規定による算定方法に基づく使用薬剤の薬価及び特定保険医療材料の材料価格（以下「薬価等」という。）に係る部分については、10分の10）に相当する額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	1 臨床検査	検査及びエックス線診断	(略)	健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）により算定した額の10分の8（実費又は健康保険法の規定による算定方法に基づく使用薬剤の薬価及び特定保険医療材料の材料価格（以下「薬価等」という。）に係る部分については、10分の10）に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
(略)				(略)			
13 文書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	(略)	1,650	13 文書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	(略)	1,620
備考 (略)				備考 (略)			

別表第2（第2条関係）

適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金
1 防疫関係検査 (1)～(4) (略)	細菌学的検査 1 顕微鏡検査	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の1,000分の615(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
	2 (略)	(略)	(略)
2 結核関係検査 (1)・(2) (略)	(略)	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の100分の71(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

別表第2（第2条関係）

適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金
1 防疫関係検査 (1)～(4) (略)	細菌学的検査 1 顕微鏡検査	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の1,000分の615(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
	2 (略)	(略)	(略)
2 結核関係検査 (1)・(2) (略)	(略)	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の100分の71(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。